

公衆浴場における留意事項

(令和3年1月1日施行版)

1 営業施設について講ずべき措置

営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保湿及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければなりません。

営業者が講じなければならない措置の基準は次のとおりです。

- (1) 当該施設について、常に清潔を保つように毎日清掃し、定期的に消毒すること。
ただし、次に掲げる設備については、当該設備の区分に応じ、措置を講ずること。

項目	頻度
連日使用型循環浴槽水 ^{※1} を用いる浴槽	1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること
気泡発生装置等 ^{※2}	
ろ過装置・循環配管・水位計配管	1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること
集毛器	毎日清掃し、及び消毒すること
シャワーの内部	1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること
貯湯槽・調節箱	1年に1回以上清掃し、及び消毒すること

※1 連日使用型循環浴槽水：24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水

※2 気泡発生装置等：気泡発生装置その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備（シャワーを除く。）

- (2) ねずみ、衛生害虫等の発生及び侵入を防止し、その駆除を行うこと。
(3) 月1回以上は建具及び窓全部を解放し、十分乾燥させること。
(4) 浴槽で使用する水について、知事の定める水質基準（下表ア及びイ）に適合するように管理すること。

ア 原水、原湯、上がり湯及び上がり水

項目	基準値
色度	5度以下
濁度	2度以下
水素イオン濃度指数	5.8以上8.6以下
全有機炭素 (当該基準によることが困難であると認められる場合は、過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下 (10mg/L以下)
大腸菌	検出されないこと
レジオネラ属菌	10CFU/100mL未滿

イ 浴槽水

項目	基準値
濁度	5度以下
全有機炭素 (当該基準によることが困難であると認められる場合は、過マンガン酸カリウム消費量)	8mg/L以下 (25mg/L以下)
大腸菌群	1個/mL以下
レジオネラ属菌	10CFU/100mL未滿

- (5) 浴槽水は、次に掲げるところにより措置すること。
 - ア 常に豊富に補給し、かつ、毎日取り替えること。
 - イ 連日使用型循環浴槽水にあつては、アの規定にかかわらず、1週間に1回以上取り替えること。
 - ウ 気泡発生装置等には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。
 - エ 回収槽内の水を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤を使用して回収槽内の水を消毒すること。
 - オ 打たせ湯及びシャワーには、循環させている浴槽水を使用しないこと。
- (6) 浴槽水は、随時温度計で検温し、常に適温に保つこと。
(ただし、温泉を加温することなく使用する浴場は、この限りではない。)
- (7) 気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないようにすること。
- (8) シャワーは、その内部に滞留した水が置き換わるよう1週間に1回以上通水すること。
- (9) 上がり湯は、常に清潔に保ち、欠乏しないようにすること。
- (10) 浴室又は脱衣室の利用しやすい場所に、飲用に適する証明を経た飲用水を供給する設備を設けること。
- (11) 洗い場には、適当な数の洗いおけ及び腰掛けを備え、毎日洗浄し、定期的に消毒すること。
- (12) 入浴者にタオル、くし又はヘアブラシを貸与する場合は新しいもの又は消毒したものとする事。
かみそりを貸与する場合は、新しいもののみとすること。
- (13) 浴室内においては、入浴者に排便その他不潔な行為をさせないこと。
- (14) 保護を要する老幼病者で適当な保護者のないものは入浴させないこと。
- (15) 家族ぶろを除き、10歳以上の男女を混浴させないこと。

2 申請書記載事項変更届について

次の事項に変更を生じたときは10日以内に「公衆浴場営業許可申請書記載事項変更届」を提出しなければなりません。

- (1) 営業者の住所、氏名（営業者を変更したときは新たな許可申請に該当します。）
- (2) 営業施設の名称及び所在地（移転の場合は新たな許可申請に該当します。）
- (3) 営業施設の構造設備（構造設備の変更は、新たな許可申請に該当する場合がありますので、事前に相談してください。）
- (4) その他、上記以外の事項を変更するときは、事前に相談してください。

3 廃止届について

営業を廃止したときは、10日以内に「公衆浴場営業廃止届」を提出しなければなりません。

4 停止届について

営業の全部又は一部を停止したときは、10日以内に「公衆浴場営業停止届」を提出しなければなりません。

5 承継の届出について

次の事項に該当する場合は、遅滞なく「公衆浴場営業承継届書」を提出しなければなりません。

- (1) 営業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の営んでいた公衆浴場を引き続き営業するとき。
- (2) 法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）
又は分割の場合（当該営業を承継させる場合に限る。）

連絡先 北海道紋別保健所生活衛生課 主査（環境衛生）
紋別市南が丘町1丁目6番地 TEL 0158-23-3108
北海道紋別保健所遠軽支所 主査（生活衛生）
紋別郡遠軽町大通北5丁目1番27 TEL 0158-42-3108